

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月 4日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 3月 4日 午前 8時30分から 令和 8年 3月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 3月18日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月10日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 3月23日 午前 9時00分から 令和 8年 3月24日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 2月 4日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	12,170,000 9,736,000	一括	2,434,000	87,172	0
1	1,830,000				
2	10,340,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 神栖市息栖字稻荷 |
| | 地 番 | 3950番388 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 245.41平方メートル |
| 2 | 所 在 | 神栖市息栖字稻荷3950番地388 |
| | 家屋 番号 | 3950番388 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 56.31平方メートル
2階 38.92平方メートル |



物件明細書

令和 7年 9月 1日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片見光雄

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 神栖市息栖字稲荷 |
| | 地 番 | 3950番388 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 245.41平方メートル |
| 2 | 所 在 | 神栖市息栖字稲荷3950番地388 |
| | 家屋 番号 | 3950番388 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 56.31平方メートル
2階 38.92平方メートル |



令和7年（ケ）第59号
令和7年5月21日受理
令和7年7月28日提出
（評価人 説田賢哉）

現況調査報告書

水戸地方裁判所
執行官 加藤宏紀

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 所 在 | 神栖市息栖字稻荷 |
| | 地 番 | 3 9 5 0 番 3 8 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 5 . 4 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 神栖市息栖字稻荷 3 9 5 0 番地 3 8 8 |
| | 家 屋 番 号 | 3 9 5 0 番 3 8 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6 . 3 1 平方メートル |
| | | 2 階 3 8 . 9 2 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 雑種地(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者() ☒ 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	太陽光発電設備がある。ウッドデッキがある。	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 本件不動産には私が家族で住んでいます。 2 本件建物に特に不具合はありません。 3 本件建物の太陽光発電設備は、建物とは別にローンを組んだものですが、既に完済しています。 4 本件土地に境界争いはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 以上から本物件の占有状況については、登記事項証明書の記載及び債務者兼所有者の陳述、その他現場の状況等を総合して2枚目記載のとおりであると認定した。

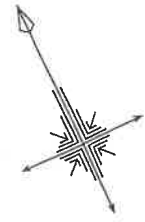
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年5月21日(水)	当 庁	■神栖市役所に公課証明書・家屋平面図・地番集成図の送付嘱託(郵送)
令和7年5月26日(月) 15:05-15:10	物件所在地	■占有調査 ■写真撮影
令和7年6月11日(水)	当 庁	■債務者兼所有者に照会書送付
令和7年6月26日(木) 14:30-15:00	物件所在地	■占有調査 ■写真撮影 ■評価人同行 ■解錠予告通知書を差し置き
令和7年7月10日(木)	当 庁	■債務者兼所有者から聴取(電話)
令和7年7月11日(金) 9:00-9:20	物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■評価人同行
年 月 日() : - :		
(特記事項) ■ 令和 7年 7月11日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場したところ、債務者兼所有者の親族が立ち会った。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

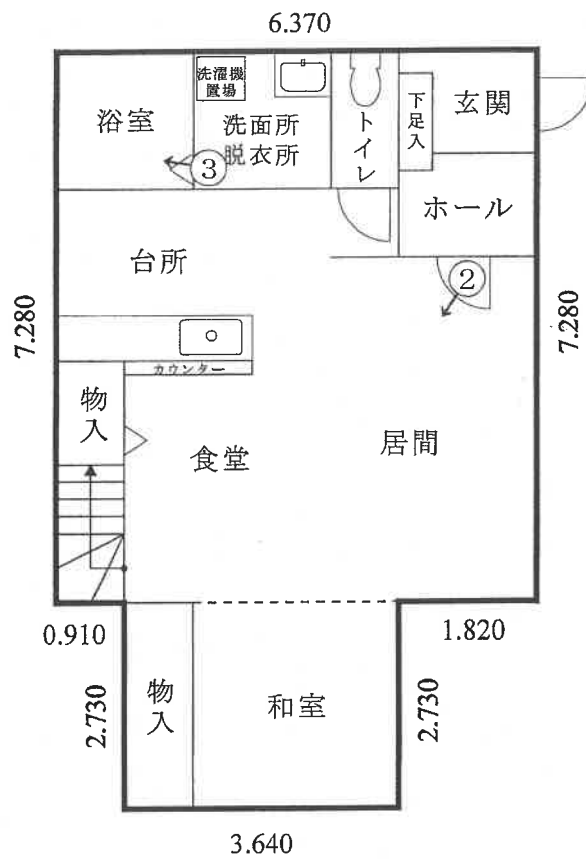
(5枚目)

土地建物位置関係図

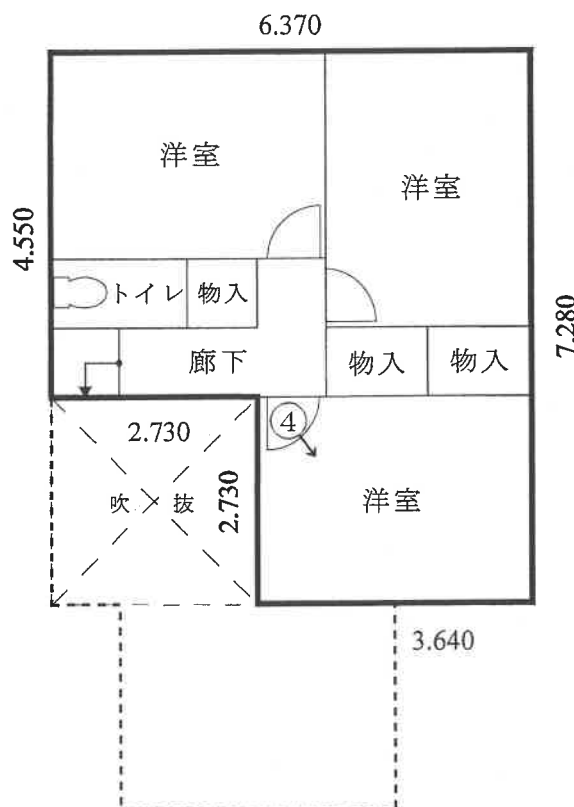


間 取 図

物件番号 2 居宅



1 階
床面積 5 6.3 1 m²



2 階
床面積 3 8.9 2 m²

←○写真撮影位置方向
(7枚目)

縮尺 1 / 1 0 0

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



令和 7年（ケ）第	59号
令和 7年 5月21日	受 命
令和 7年 6月26日	現地調査
令和 7年 7月11日	現地調査
令和 7年 7月14日	評 価
令和 7年 7月22日	提 出

水戸地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
説田 賢哉

第1 評価額

一 括 価 格	
金 12, 170, 000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1, 830, 000円
物件2 (建物)	金 10, 340, 000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容も民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番目積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所家屋番号 種類 構造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 成田線「小見川」駅の北東方道路距離約5.3km	
付 近 の 状 況	未利用地も介在する中に、小規模に開発分譲された住宅地。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 用途地域の指定なし 指定 60% 指定 200% なし 区域指定あり：市街化区域依存型集落
画 地 条 件	物件1 地積 : 245.41㎡ 規模 : ほぼ標準的 形状 : ほぼ長方形 地勢 : 平坦 高低差：接面道路と概ね等高 接面道路との関係：中間画地 間口奥行：概ね別添「土地建物位置関係図」の通り	
接面道路の状況	画地の北東側約9.8m舗装市道 (建築基準法第42条第1項第1号道路に該当) ※両側歩道・U字溝部分を含む幅員	
土地の利用状況等	土地所有者が物件2建物を所有して敷地の用途に使用している。 (法定地上権が成立するものとして評価する) ※建物の配置等は概ね後添の「土地建物位置関係図」の通り。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 ※実際の接続・利用の可否、それに伴う各種費用負担・手続き等に関しては関係各所においての詳細調査を要することにご留意下さい。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	公開資料に基づく調査及び目視による現地調査の範囲においては、 土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと推認する。但し、評価人としての調査には限界がある為、詳細については別途専門家による調査を要する。実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等の全てを担保できるか否かは不明であるのでご留意下さい。
特 記 事 項	本件土地の北西側及び南東側土地は道路然としているが私有地であり、当然には利用出来ないものと推定されることにご留意下さい。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 平成28年 6月14日新築 経過年数 約9年 経済的残存耐用年数 約21年
仕 様	構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 屋 根 合金メッキ板葺(推定・目視不能) 外 壁 窯系サイディングボード張 等 内 壁 ビニールクロス貼 等 天 井 ビニールクロス貼 等 床 合板フローリング 等 設 備 給排水衛生工事・電気工事等 ※競売手続きにおいては、建物に附属する各種付帯設備等の動作確認が出来ないため、正常に作動するか否かは不明である。
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	階層 地上2階建て 現況用途 居宅 間取り 建物間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	本件所有者が居宅として利用している。
特 記 事 項	本件建物の屋根には太陽光ソーラーパネルが設置されており、関係者の陳述によると既に完済しているとの事であるが、詳細は不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	18,200	1.00	245.41	0.90	4,020,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 神栖（県）-9

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $19,400\text{円}/\text{㎡} \times 103.0/100 \times 100/100.0 \times 100/110.0 = 18,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：環境条件+10.0

イ 個別格差：必要なし

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：0.90

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	280,000	95.23	0.501	13,360,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：95.23㎡

ウ 現 価 率

経過年数9年，経済的全耐用年数30年，経済的残存耐用年数21年，
観察減価及び中古建物の市場性減価30%，残価率5%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率5%＋(1－5%)×(経済的残存耐用年数21年／経済的全耐用年数30年)}×(1－観察減価30%)÷0.501

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地権等価格を控除し、建物については敷地権利用権価格を加算し、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	4,020,000	0.35 法定地上権	1,410,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,020,000	-1,410,000		1.00	0.70	1,830,000
2	13,360,000	+1,410,000		1.00	0.70	10,340,000
一括価格 (合計)						12,170,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：物件1 0.70 物件2 0.70

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 神栖（県）-9

所 在：神栖市大野原中央3丁目3845番7
「大野原中央3-3-28」

地 目：宅 地

価 格：19,400円／㎡（対前年変動率 3.20%）

位 置：JR成田線「小見川」駅の北東方道路距離約6.8km

価 格 時 点：令和 6年 7月 1日

地 積：330㎡

供給処理施設：水道, 下水道

接 面 街 路：北西側 8 m市道に接面

用途指定等：市街化調整区域 用途地域の指定なし（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：戸建住宅、貸家等を中心とする整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 周辺見取図
- 3 公図・測量図写
- 4 建物図面写・各階平面図
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 神栖市息栖字稻荷 |
| | 地 番 | 3950番388 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 245.41平方メートル |
| 2 | 所 在 | 神栖市息栖字稻荷3950番地388 |
| | 家屋 番号 | 3950番388 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 56.31平方メートル
2階 38.92平方メートル |



物件位置図



国土地理院 地理院地図（標準地図）を加工して作成

周辺見取図





縮尺 1 / 5 0 0

登記年月日：平成21年4月20日

令和7年6月24日 水戸地方裁判所鹿嶋支部

登記官

平成21年4月20日

前 3950-96. 後 3950-96、
-388~-401
地番
土地の所在 神栖市息栖字稻荷

地積測量図 (1/2)

座標求積表
(任意座標)

地番	① 3950-96	X_n	Y_n	$X_{n+1} - Y_n$	距離
NO		499.877	411.205	-12881.830290	41.57
K1		464.855	388.812	3070.367275	34.45
K3		446.252	417.810	20163.450368	30.00
K6		471.510	433.996	20746.440000	33.02
K5		453.713	461.810	16988.829572	17.84
29		468.732	471.440	-2786.143008	18.50
K7		478.718	455.866	-16527.260232	22.51
B1		490.868	436.916	-18604.388068	22.51
B2		503.019	417.965	-11234.426346	6.28
K8		497.729	414.582	-3364.648040	4.00
43				-4429.608769	
合計				2214.80	m

地番	② 3950-388	X_n	Y_n	$X_{n+1} - Y_n$	距離
NO		537.628	440.101	-11993.405424	14.00
K2		525.834	432.558	3793.892310	17.53
B3		516.381	447.316	11519.427348	14.00
C11		528.171	454.866	-3810.753765	17.53
合計				245.41	m

地番	③ 3950-389	X_n	Y_n	$X_{n+1} - Y_n$	距離
NO		525.834	432.558	-11727.149868	14.00
B3		514.040	425.014	4570.843680	19.52
B4		503.512	441.450	12077.238832	14.00
C8		515.302	449.000	3022.761532	2.00
C11		516.381	447.316	-8490.336402	17.53
合計				273.32	m

地番	④ 3950-390	X_n	Y_n	$X_{n+1} - Y_n$	距離
NO		528.171	454.866	-4877.131014	14.00
D1		516.381	447.316	-3029.090946	2.00
C11		515.302	449.000	4758.298668	14.00
D2		527.092	456.550	3091.921672	2.00
合計				-56.001620	
合計				28.00	m

恒久的地物の種類及び座標値(任意座標)

点名	点座標	X座標	Y座標
25	コンクリート杭	539.804	436.735
31	コンクリート杭	428.425	445.617

(日課通9)

作成者

(平成21年4月6日作成)

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

(1/2)

請求番号：21-7

登記年月日：平成28年7月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月24日 水戸地方検察局 鹿嶋支局

登記官

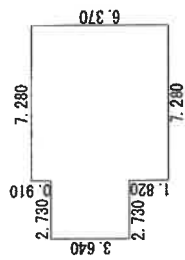
請求番号：21-8

各階平面図 建物図面

家屋番号 3950番388

建物の所在 神栖市息栖字稻荷3950番地388

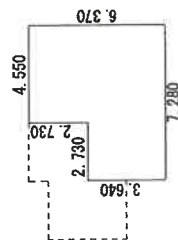
1階



求積表

7.280×6.370	$=$	46.373600
2.730×3.640	$=$	9.937200
合計		56.310800
床面積		56.31 m ²

2階



求積表

4.550×6.370	$=$	28.983500
2.730×3.640	$=$	9.937200
合計		38.920700
床面積		38.92 m ²

単位：m

縮尺 500

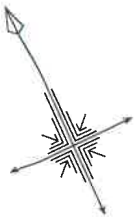
縮尺 250

(平成28年6月16日作製)

作製者

申請人

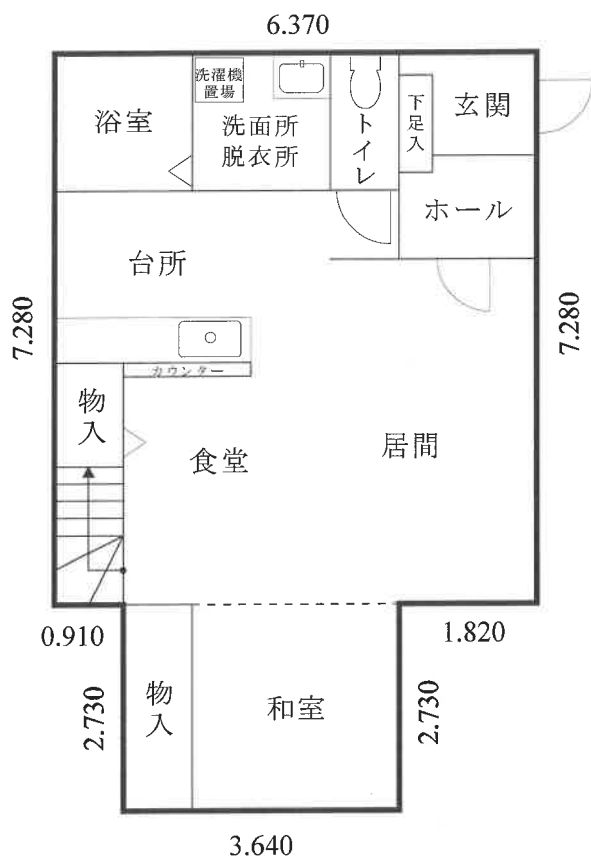
土地建物位置関係図



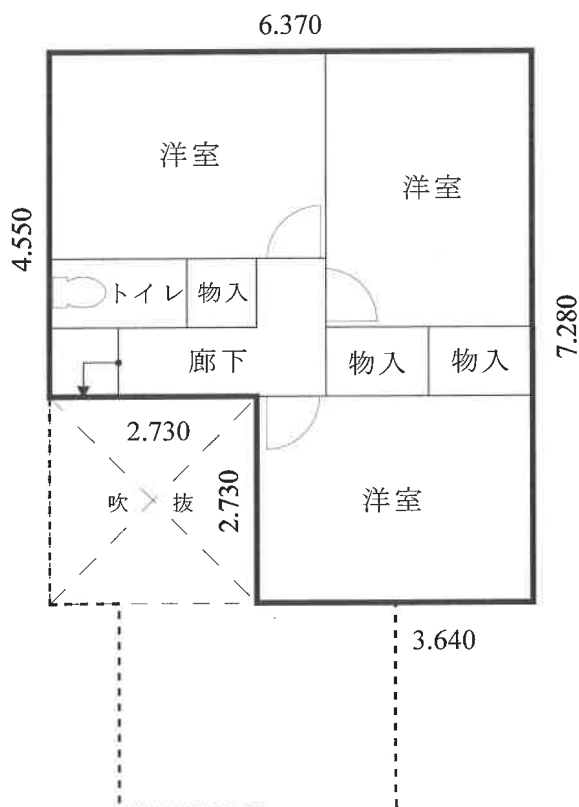
縮尺 1 / 2 5 0

間 取 図

物件番号 2 居宅



1 階
床面積 5 6 . 3 1 m²



2 階
床面積 3 8 . 9 2 m²

縮尺 1 / 1 0 0